

皆瀬発電所 特別管理産業廃棄物ほか処分業務委託契約書（案）

取 入

印 紙

令和 年 月 日

排出事業者： 住所
氏名
代表者

印

（以下「甲」という。）

処理業者： 住所
氏名
代表者

印

（以下「乙」という。）

甲及び乙は、甲の事業場から排出される特別管理産業廃棄物ほかの処分について次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

認定年月日 _____ 環境大臣 認定番号 _____

認定区分	処分
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	
無害化処理の方法	
無害化処理の用に供する施設の種類	
無害化処理の用に供する施設の設置場所	
無害化処理の用に供する施設の処理能力	
認定区分	
収集又は運搬の有無	
積替え又は保管	積替え又は保管は行わない

2 (排出事業場)

甲の排出事業場（保管場所）は、次のとおりとする。

名 称：皆瀬発電所
住 所：湯沢市皆瀬字真坂地内

3 (委託する特別管理産業廃棄物ほかの種類、数量及び単価)

◎ 処分に関する種類、数量及び処分単価

保管届出番号	種類	数量	重量	製造番号	処分金額
					円
					円
					円
					円
					円
計				(うち消費税額及び地方消費税額円)とする。	

4 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

特別管理産業廃棄物ほかの最終処分先は次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	種類	処分方法	施設の処理能力

5 (搬入業者)

産業廃棄物の処分場への搬入は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を得ている事業者」が行う。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 甲は、特別管理産業廃棄物ほかの適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

- ①性状及び荷姿に関する事項
- ②通常の保管状況の下での腐食、揮発等性状の変化に関する事項
- ③他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ④その他取り扱う際に注意すべき事項

- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する特別管理産業廃棄物ほかの性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 甲は、委託する特別管理産業廃棄物ほかのマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された特別管理産業廃棄物ほかを、荷卸し作業開始から処分の完了まで 法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責任と費用においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、甲の過失により乙又は第3者に損害が発生した場合は甲の責任と費用において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された特別管理産業廃棄物ほかの処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された特別管理産業廃棄物ほか処分業務が終了した後、直ちに作業報告書を作成し甲に提出する。ただし、作業報告書は、マニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（検査及び引渡）

- 1 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務完了届に成果品を添えて提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に委託業務補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引渡すものとする。

第10条（委託料の支払）

- 1 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に、乙が指定する金融機関の口座へ振り込みにより支払わなければならない。

第11条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第12条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第13条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた特別管理産業廃棄物ほかの処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その特別管理産業廃棄物ほかに対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている特別管理産業廃棄物ほかについての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の特別管理産業廃棄物ほかの処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の特別管理産業廃棄物ほかを、甲の費用をもって当該特別管理産業廃棄物ほかを引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己または自己の代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 三 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 五 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 1 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの勧告をせず、本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等(以下「関連契約」という。)を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。
- 3 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

第15条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第16条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。
この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。